

## 【長泉町外出支援サービス事業】

**対象者**：次の①～④すべて満たす方

①長泉町に住民登録がある 65 歳以上の方

②要介護 1 ～ 5 の認定がある方

③町民税非課税世帯に属している方

④一般の交通機関の利用が困難である方

※障害者手帳の交付を受けていて、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

※町で審査後、本人にタクシー券(水色)を郵送します。郵送での受け取りが難しい場合はケアマネジャーを通してお渡しすることもあります。

**助成内容**：タクシー普通車 初乗り運賃相当額を町が助成

※自宅から医療機関の移動に限ります。

※利用券は月 4 枚まで利用できます。

(申請した月から年度末までの月数 × 4 枚を発行します)

**申請方法**：①担当のケアマネジャーが本人と面談

②面談したケアマネジャーが、調査票を作成

③長寿介護課に申請書等を提出

### 【提出書類】

- ・申請書
- ・調査票

### 特に注意していただきたい点

- ・居宅と医療機関（薬局を含む）の移動以外の利用はできません。
- ・利用券は記載されている「有効月」のみ利用できます。（月 4 枚）
- ・課税状況などの条件があるため、対象となる方か、申請前に長寿介護課へお問い合わせください。

問い合わせ

長寿介護課 高齢者支援チーム

055-989-5537